



様式第10号 (第5条関係)

2023年4月4日

朝霞市議会議長 様

議員名

田口淳

政務活動費収支報告書 (議員用)

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和4年度 (令和4年4月分～令和5年3月分) 政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位: 円)

科 目	金 額	備 考
政務活動費	240000-	
利子等		
合計		

2 支出

(単位: 円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費	240000-	
合計	240000-	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0 円

4 971655 530326



品番 J-032 - 2年用
東京マシナ製 AGI

No. _____

領 收 證

番号 30/号室
田中 様

2 年 用

丸尾 様

発行日 乙年 〇月 〇日

丸尾建設株式会社

Horizontal lines for recipient information.

振込先

Bank name and branch information boxes.

令和2年9月1日
平成31年8月31日

金額

金額

28,000

7,000

5,000

8,000

計 28,000

この振込証は二年間通用致し金融機関の受取について
なものでありますから大切に保管して下さい。

No. _____

領收證

番号 30/号尾

田中 淳 様

2 年 用

発行日 2014 年 8 月 31 日

丸尾 七世 印
丸尾 津 毅 (特)

3年 12月分	3年1月30日 受取りました	領収 印鑑 740407364-	¥88,000.
4年 1月分	3年12月28日 受取りました	領収 印鑑	¥88,000.
4年 2月分	4年1月31日 受取りました	領収 印鑑 740407364-	¥88,000.

4年 3月分	4年2月28日 受取りました	領収 印鑑	¥88,000.-
4年 4月分	4年3月31日 受取りました	領収 印鑑 740407364-	¥88,000.-
4年 5月分	4年4月30日 受取りました	領収 印鑑	¥88,000.-

4 6	4 = 5 = 2 /	788,000.-
4 7	4 = 6 = 30	788,000.-
4 8	4 = 7 = 29	788,000.-

丸尾建設株式会社
 代表取締役 丸尾 康夫
 埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号

契約事項

1.

1. 保証金の有無にかかわらず毎月 **未** 日限りで保証証と共に相違無く持参の事を確約致します。

田 辺 淳 一

4年 9月分	4年 8月31日 受取りました	領収 印	¥88000.-
4年 10月分	4年 9月27日 受取りました	領収 印 下取金 ¥0.-	¥88000.-
4年 11月分	4年 10月31日 受取りました	領収 印	¥88000.-

4年 12月分	4年11月30日 受取りました	額 目録	¥88,000.- ¥374.-
5年 1月分	4年12月29日 受取りました	額 目録	¥88,000.-
5年 2月分	5年1月31日 受取りました	額 目録	¥88,000 計 ¥1,682.-

5年 3月分	5年2月29日 受取りました	額 目録	¥88,000.
5年 4月分	5年3月31日 受取りました	額 目録	¥88,000 計 ¥374.-
年 月分	年 月 日 受取りました	額 目録	

5万円以上
2000円未満
借主が申し込む

貸室賃貸借契約書

所在地 千葉県市川市西井町175番(丸尾ビル)

住宅の一部 3階 1室(301号室) 契約人員 名
賃料 一ヶ月金 75000円 管理費等 一ヶ月金 5000円 田也
(管理費等は別途前金)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は 令和2年9月1日より令和3年3月31日迄の
向う3年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対しても借料金、敷金、保証
金の有無にかかわらず、更新料金を納付し、乙は甲に更新料金を更新する
ことが出来る。

第2条 乙は翌月分の賃料を毎月5日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する
方法にて支払うこと。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞りし場合は借料金、
敷金、保証金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け
渡すものとする。

第3条 貸室は現状のまま、居住のみを目的として使用することとし、甲の文章による
承諾をなくして乙は人員の増加、賃借物の増設及び修繕費等は本物件の改造費作
・修繕費等の現状を変更してはならない。尚、明け渡しの際は原状回復費用と
して(口頭承諾有りの場合)敷金、保証金より %償却するものとする。或
いは甲の承諾の上、無償にて償却するものとする。

第4条 この都合により、本契約を解除する時は、乙が 前に通告し、期間終了と同
時に乙は完全に賃金を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対
にしないこと。但し、この際甲は前家賃を期間に依り精算し、敷金、保証金は乙
に返還すること。

第5条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合意の上、賃料と別に支払い公租公課等は
甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は
甲乙合意の上、定めるものとする。

第6条 乙は故意過失を問わず建物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基
づき損害賠償をしなければならない。

第7条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に
請求しないこと。

第8条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約
は当然終了され、甲は立会の上任意で内建物品を任意の場所へ保管し、又は売
却処分の上債権に充当するも異議なきこと。

第9条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事
項を締結する。
① 自らか、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその
構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)を
い) 反社会的勢力ではないこと。
③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
④ 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行
為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行
為をしないこと。

第10条

乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
② 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは粗雑な言動を行い、又
は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反社会的勢力を出入りさ
せること。
④ 本物件に近接して騒音発生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。
⑤ 近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして火災等の動機を所育する
こと。

第11条

甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、
何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
① 第9条の条項に反する事実が判明したとき。
② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除
する事が出来る。

第12条

乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の料金を明け渡し当日までに支払ひ
精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。

第13条

連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずるこの債務一切を負担するものと
する。

第14条

本件に關し紛争を生じたる場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い適法的
に解決すること。

第15条

特約条項 / 取極め事項あり ①、②

②、その他取極め事項あり ①、②、③

鷹野 義新 事務所 丸尾建設株式会社
上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、
各一通を保有する。

令和2年8月31日

貸主(甲) 氏名 丸尾建設株式会社
住所 埼玉県朝霞市三郷門田部555番
借主(乙) 氏名 株式会社 鷹野 義新
住所 埼玉県朝霞市三郷門田部555番
連帯保証人 氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
仲介人 氏名 [REDACTED]

取引担当者 登録番号 第 号 氏名

□敷金・□保証金 預り証
金 200000円也 □敷金 □保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。
貴殿との本契約解除に際し本物件明け渡しの際、貴殿が本貸借に関する一切の債務を清算
したのちに間違いなく御返し致します。
尚、上記金額に対し賃料に充当又は、貴殿の債務支払い並びに買付設定等に使用される等
は、固くお断り申し上げます。